

選挙運動用自動車使用契約書(自動車の借入れ)

_____ (以下甲という。)と _____ (以下乙という。)
う。)は、選挙運動用自動車の借入れに関して、次のとおり契約を締結する。

(自動車の借入れ)

1 甲は、乙から、乙の所有する次の自動車を借入れするものとする。

自動車の種類 _____

自動車の登録番号又は車両番号 _____

(借入期間)

2 借入れする期間は、次のとおりとする。

_____年 _____月 _____日 から 同年 _____月 _____日 まで

(借入料金)

3 借入れの料金は、次のとおりとする。

金 _____円 (消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、1日につき _____円とする。(消費税及び地方消費税を含む。)

(支払の方法)

4 甲は、乙から請求のあった日から30日以内に、3に定める借入れ料金を乙に支払うものとする。

(支払の特例)

5 甲が公職選挙法第141条第8項の規定により自動車を無料で使用することができる場合は、4の定めに関わらず、乙は、郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(平成20年3月27日郡山市条例第8号)の規定に基づき郡山市に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

この場合において、郡山市が乙に支払う金額が3に定める契約金額に満たない場合は、甲は乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各1通を所持するものとする。

_____年 _____月 _____日

甲 _____ 印

乙 _____ 印